

## バス借り上げ代助成金交付要綱

平成 26 年 7 月 1 日制定

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、静岡県東部地域コンベンションビューロー（以下、「ビューロー」という。）がビューロー圏域で開催されるコンベンションの主催者に対し、予算の範囲内において、コンベンションの一環として主催者が開催するエクスカーション（プレ・ポストコンベンション及び同伴者プログラム）に要するバス借上げ代を助成金として交付できるものとし、その交付に必要な事項を定めるものとする。

### (交付の条件)

第 2 条 助成金交付の条件は、以下の各号をすべて満たすものとする。

- (1) エクスカーションが概ね半日以上であり、コンベンション日程に当初から組み込まれていること。
- (2) コンベンションの開催規模は、別に定めるビューローの「コンベンション開催支援助成金交付要綱」第 2 条で定めるもの同一であること。
- (3) エクスカーションでビューロー圏域の 2 箇所以上の観光施設等（施設視察、産業観光、地域資源視察、施設での体験）の視察、または体験を行うこと。
- (4) ビューローの賛助会員であるバス会社を使用すること。

### (助成金額)

第 3 条 交付する助成金の額は、当該コンベンションにつき 1 回、5 万円を限度とする。ただし、借り上げ料が 5 万円に満たない場合は、その額とする。

### (交付申請)

第 4 条 助成金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、あらかじめ「バス借上げ代助成金交付申請書」（様式第 1 号）に関係書類を添えて、コンベンション開催の 1 か月前までに会長に提出しなければならない。

### (助成金の交付決定及び通知等)

第 5 条 会長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付することが適当と認めるときは、交付額を決定し、「バス借上げ代助成金交付決定通知書」（様式第 2 号）により、申請者に通知するものとする。なお、交付を決定しないときは、その旨及び理由を申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第6条 申請者は申請後、事業計画・予算・事業内容等について変更が生じた際は、速やかに会長に報告するものとする。

2 会長は、前項の変更報告が助成金交付決定後に行われ、かつ、審査の結果、助成金交付決定額に変更を生じる場合には、「バス借上げ代助成金変更承認通知書」(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告及び助成金の請求額)

第7条 助成金の交付決定を受けた申請者は、コンベンションが完了したときは、その日から起算して20日を経過した日、又は助成金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、「バス借上げ代助成金事業実績報告書」(様式第4号)を会長に提出する。

2 会長は、前項のバス借上げ代助成金事業実績報告書を受理したときは、当該報告書を審査し、交付の内容に適合すると認めた場合において、交付する助成金の額を確定し、助成金を支払うものとする。

(決定の取消し)

第8条 会長は、申請者が次の各号に該当するときは、助成金交付決定を取り消すことができる。

- (1) 助成金交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (2) この要綱又はこれに基づく会長の指示に違反したとき
- (3) その他不正の行為があると認められたとき

2 前項の規定は、助成金額の確定があったのちにおいても適用するものとする。

(助成金の返還)

第9条 会長は、助成金交付を確定したのちに助成金交付決定を取り消す場合、既にその助成金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

(理由の提示)

第10条 会長は、第8条の規定により助成金交付の決定の取消しを行うときは、当該申請者に対してその理由を示さなければならない。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。